

株 主 各 位

東京都港区南青山二丁目2番3号

中央物産株式会社

代表取締役社長 児島 誠 一 郎

第67期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月29日（月曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館 2階 「鳳凰の間」
（末尾の会場ご案内図を参照下さい。なお、昨年の会場から変更になっておりますのでご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第67期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第67期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く）8名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役候補者1名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である者を除く）の報酬額設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
 - 第7号議案 退任取締役に對し退職慰勞金贈呈の件
 - 第8号議案 退任監査役に對し退職慰勞金贈呈の件
- 各議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

（お願い）

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.chuo-bussan.co.jp>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、家計や企業の消費マインドの低下により、消費税増税後の落ち込みの回復がもたつておりましたが、企業向け支援策や公的需要の増額を通じた経済効果や雇用者所得の改善が支えとなり、緩やかに回復の兆しがみられております。しかしながら、当業界におきましては消費税率引き上げによる物価の上昇や消費者の可処分所得の減少に加えて、円安に伴う輸入コストの増加及び物流コストの上昇などにより、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは安定的な成長の確立を目指し、キャッシュ・フロー改善を軸に「利益志向」の活動を重視してまいりました。独自性のある付加価値を創出し続ける「ユニークな価値創出型企業グループ」を目指して、常に消費者起点で付加価値の高い商品やサービスを提供するマーケティング&セールス機能を強化することによって、株主価値を高めることを目標に掲げ、平成27年3月期は中期3ヶ年計画の2年目として、特に以下の5項目に注力してまいりました。

1) 差別化の強化

当社は、より付加価値の高い新しい中間流通業「価値創出型マーケティング&セールス・カンパニー」を目指して、強化してまいりましたマーケティング&セールス機能にマーケティング機能を加えて、お取引先様のニーズを満たす消費者起点での最適な品揃えや売場づくりをより一層強化してまいりました。

2) 地域卸事業の強化

当社は、中間流通機能である、効率的・効果的なサプライチェーンの全体最適の仕組みや幅広い品揃え・最新の商品情報（売れ筋・販促企画）などを活用して、地域卸売業者様のニーズを満たす取り組みを広域に推進してまいりました。

3) 生産性向上とコスト構造改革の推進

当社は、あるべき目標数値を設定して、業界トップクラスの生産性の実現と経営の安全性や安定性をより強固とするために損益分岐点率の改善を目的としたコスト構造改革を推進してまいりました。

4) キャッシュ・フロー経営の徹底

当社は、「キャッシュ・フロー経営」を徹底することにより、利益志向の浸透や財務体質の強化などを図り、企業価値とともに株主価値を最大化させてまいりました。

5) 人材育成の更なる強化

企業理念を中核におき、全社員が常に自己変革により成長し、広い視野とビジネスセンスを持つ「志の高いプロフェッショナル集団」を目指しております。

当社は、独自の人材育成プログラムである「CBCアカデミー」を継続し、「階層別人材育成プログラム」等により、一般社員のレベルアップと経営幹部の育成を行ってまいりました。

当連結会計年度の営業損失は4億2千8百万円(前年同期は営業利益12億5千8百万円)となりました。主な要因は、消費税増税後の駆け込み需要の反動減からの回復が遅れたことにより、日用雑貨事業の売上高が65億5千1百万円減少したことによって、7億4千2百万円減少したことと、物流受託事業の経費の増加によって9億5千1百万円減少したことによります。

また、物流拠点の統廃合に伴う、一連の損失を事業再編損として特別損失に13億9千6百万円計上したことによって、当期純損失は16億5千5百万円となり、前年同期比25億1千4百万円減少しております。

以上の結果、連結子会社6社を含めた当連結会計年度の売上高は1,301億9千万円（前年同期比64億9千2百万円の減少）、営業損失は4億2千8百万円（前年同期は営業利益12億5千8百万円）、経常損失は4億1千3百万円（前年同期は経常利益12億6千6百万円）、当期純損失は16億5千5百万円（前年同期は当期純利益8億5千9百万円）となりました。

セグメント別の売上高におきましては、日用雑貨事業が1,281億5千8百万円（前年同期比65億5千1百万円の減少）、物流受託事業が18億9百万円（前年同期比4千9百万円の増加）、不動産賃貸事業が2億2千2百万円（前年同期比9百万円の増加）となり、セグメント利益では、日用雑貨事業が3億2百万円（前年同期比7億4千2百万円の減少）、物流受託事業が△7億3千3百万円（前年同期はセグメント利益2億1千7百万円）、不動産賃貸事業が9千6百万円（前年同期比5百万円の減少）となりました。

当社単独の業績におきましては、売上高は1,083億7千5百万円（前年同期比67億8百万円の減少）、営業損失は5億8千1百万円（前年同期は営業利益9億7千1百万円）、経常損失は5億5千万円（前年同期は経常利益10億3千2百万円）、当期純損失は17億3百万円（前年同期は当期純利益7億3千万円）となりました。

企業集団の事業別売上高

（単位：百万円）

項 目	第66期		第67期 (当連結会計年度)		増減金額 (△印減)	前連結会計年度比
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比		
日用雑貨事業	134,709	98.5	128,158	98.4	△6,551	95.1
物流受託事業	1,760	1.3	1,809	1.4	49	102.8
不動産賃貸事業	212	0.2	222	0.2	9	104.4
計	136,683	100.0	130,190	100.0	△6,492	95.2
消去又は全社	—	—	—	—	—	—
連 結 合 計	136,683	100.0	130,190	100.0	△6,492	95.2

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は15億4千7百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- 1) 当連結会計年度中に完成した主要設備
厚木ロジスティクスセンターの開設
- 2) 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。
- 3) 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、減失
白岡ロジスティクスセンターの閉鎖

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、該当事項はありません。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分状況

当連結会計年度においては、該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第64期 (23/4~24/3)	第65期 (24/4~25/3)	第66期 (25/4~26/3)	第67期 (当連結会計年度) (26/4~27/3)
売上高	129,357	129,080	136,683	130,190
経常利益又は経常損失 (△)	1,608	1,495	1,266	△413
当期純利益又は 当期純損失(△)	865	917	859	△1,655
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損 失(△)	78円73銭	83円51銭	78円24銭	△150円72銭
総資産額	43,313	43,420	45,244	42,363
純資産額	14,635	15,663	16,454	15,206
1株当たり純資産額	1,331円48銭	1,425円49銭	1,498円15銭	1,384円58銭

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により算出してあります。なお、期中平均発行済株式総数は、期中平均自己株式数を控除した株式数により算出してあります。

前連結会計年度より、経営環境の変化に鑑み経営数値をより適正に把握して、さらに付加価値の高いサービスを提供することを目的に会計方針の変更を行っております。これに伴い、第65期の数値は遡及修正を反映したものとなっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第64期 (23/4～24/3)	第65期 (24/4～25/3)	第66期 (25/4～26/3)	第67期 (当事業年度) (26/4～27/3)
売 上 高	107,703	107,653	115,084	108,375
経常利益又は経常損失 (△)	919	979	1,032	△550
当期純利益又は 当期純損失(△)	501	640	730	△1,703
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損 失(△)	45円63銭	58円26銭	66円48銭	△155円10銭
総 資 産 額	37,519	37,880	39,426	37,198
純 資 産 額	12,407	13,157	13,814	12,434
1株当たり純資産額	1,128円79銭	1,197円40銭	1,257円80銭	1,132円17銭

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は、期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

前事業年度より、経営環境の変化に鑑み経営数値をより適正に把握して、さらに付加価値の高いサービスを提供することを目的に会計方針の変更を行っております。これに伴い、第65期の数値は遡及修正を反映したものとなっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議 決権比率	主 要 な 事 業 内 容	決 算 日
(株) シ ー ビ ッ ク	百万円 80	% 100.0	化粧品・医薬品等の輸入・販売	3月31日
(株) C B フィールド・ イノベーション	60	100.0	小売業販売支援	3月31日
(株) エ ナ ス	10	100.0	商品開発、仕入・販売	3月31日
(株) カ ル タ ス	40	100.0	紙製品等日用雑貨品の仕入・販売	3月31日
(有) マ ミ ロ ン	3	100.0	紙製品卸事業の業務受託	3月31日
(株) e - N O V A T I V E	10	100.0	インターネットを利用した通信販売業及び各種情報提供サービス	3月31日

(注) 有限会社マミロンの株式は、株式会社カルタスを通じての間接所有となっております。

(4) 対処すべき課題

平成28年3月期は中期3ヶ年計画の3年目として、特に以下の5項目に注力いたします。

① マーケティング&セールスによる差別化の強化

当社は、付加価値の高いマーケティング&セールス機能を通じた新しい「中間流通業」としての差別化されたサービスで、お客様のニーズを満たす最適な品揃えや売り場づくりを強化してまいります。

同時に当社独自の差別化された高い付加価値を提供できる事業の強化をより一層進めることで、高い収益率を実現してまいります。

② 地域卸事業の強化

当社は、中間流通機能である、効率的・効果的なサプライチェーンの全体最適の仕組みや幅広い品揃え・最新の商品情報(売れ筋・販促企画)などを活用して、地域卸売業者様のニーズを満たす取り組みを広域に推進してまいります。

③ キャッシュ・フロー経営の強化

当社は、今まで以上に「キャッシュ・フロー経営」を強化することで、強固な財務体質を実現するとともに、企業価値を最大化し、株主価値向上に貢献してまいります。

④ 生産性の向上とコスト構造改革の強化

当社は、業界トップクラスの生産性の実現と経営の安全性や安定性をより強固なものにするため、コスト構造改革については、目標管理を徹底することで強化してまいります。

⑤ マーケティング&セールスとしての人材育成の強化

当社は、企業理念を軸に全社員が常に自己変革し、高い付加価値を創造するマーケティング&セールス・カンパニーを実現し続ける「志の高いプロフェッショナル集団」を目指し、成長できる環境整備や教育を強化してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社企業集団は、子会社6社を含む7社で構成されております。CBCグループは独自性のある付加価値を創出し続ける「価値創出型企業グループ」を目指しております。常に消費者の立場で本質的に価値ある商品やサービスを提供し、ヘルス&ビューティーの分野において消費者に快適な生活を営んでいただくための、お手伝いをすることを使命に事業活動を展開しております。

当社は、化粧品・日用雑貨・医療衛生用品などの生活関連用品を、主に国内のメーカーから仕入れて、首都圏を中心に関西及び東海地区の量販店・百貨店・有力卸店・専門店などへの卸売を業務としている日用雑貨事業を営んでおります。

㈱シービックは、国内生産及び海外から商品を輸入・加工して、主に国内卸売業者に販売するメーカー事業を営んでおります。

㈱CBフィールド・イノベーションは、小売店の店頭を活性化させるフィールドマーチャンダイジング請負事業を営んでおります。

㈱カルタスは、首都圏を中心に紙製品を主とした日用雑貨品を仕入れ・販売する卸売事業を営んでおります。

㈱e-NOVATIVEは、主に日用雑貨品を仕入れ・販売する通信販売事業を営んでおります。

(6) 主要な事業所 (平成27年3月31日現在)

① 当社

名	称	所	在	地
本	社	東京	港区	
埼玉	アネックス	埼玉県	越谷市	
神奈川	アネックス	神奈川県	伊勢原市	
静岡	岡支店	静岡県	静岡市駿河区	
名古屋	古屋支店	愛知県	春日井市	
大阪	支店	大阪府	東大阪市	
札幌	幌営業所	北海道	札幌市東区	
広島	島営業所	広島県	広島市中区	
福岡	岡営業所	福岡県	福岡市博多区	
久喜	ロジスティクスセンター	埼玉県	久喜市	
越谷	ロジスティクスセンター	埼玉県	越谷市	
伊勢原	ロジスティクスセンター	神奈川県	伊勢原市	
厚木	ロジスティクスセンター	神奈川県	愛甲郡	
つくば	ロジスティクスセンター	茨城県	稲敷郡	
静岡	ロジスティクスセンター	静岡県	静岡市駿河区	
東大阪	ロジスティクスセンター	大阪府	東大阪市	
茨木	ロジスティクスセンター	大阪府	茨木市	

② 子会社

(株)シービック	本 社	東京都港区
	札幌営業所	北海道札幌市東区
	仙台営業所	宮城県仙台市太白区
	名古屋営業所	愛知県名古屋市中種区
	大阪営業所	大阪府吹田市
	福岡営業所	福岡県福岡市博多区
(株)CBフィールド・イノベーション	本 社	東京都港区
	静岡営業所	静岡県静岡市駿河区
(株)エナス	本 社	東京都港区
(株)カルタス	本 社	東京都中央区
	埼玉支店	埼玉県八潮市
	神奈川支店	神奈川県横浜市都筑区
	所沢物流センター	埼玉県所沢市
	八潮物流センター	埼玉県八潮市
	白井物流センター	千葉県白井市
	船橋物流センター	千葉県船橋市
	横浜物流センター	神奈川県横浜市都筑区
	厚木物流センター	神奈川県厚木市
	茨城物流センター	茨城県水戸市
	静岡物流センター	静岡県沼津市
(有)マミロン	本 社	東京都中央区
(株)e-NOVATIVE	本 社	東京都港区

(7) 従業員の状況 (平成27年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度 末比増減
日用雑貨事業	578 (357) 名	19 (27) 名
物流受託事業	82 (800) 名	2 (19) 名
不動産賃貸事業	－ (－) 名	－ (－) 名
全社 (共通)	58 (6) 名	2 (△1) 名
合計	718 (1,163) 名	23 (45) 名

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は () 内に平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
399名	6名増	46.8歳	14.5年

- (注) 従業員数には、子会社出向社員 (83名) 及びパートタイマー (844名) は含んでおりません。

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
日用雑貨事業	259 (38) 名	2 (4) 名
物流受託事業	82 (800) 名	2 (19) 名
不動産賃貸事業	－ (－) 名	－ (－) 名
全社 (共通)	58 (6) 名	2 (△1) 名
合計	399 (844) 名	6 (22) 名

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は () 内に平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成27年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
(株) 三 井 住 友 銀 行	1,800百万円
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,800百万円
(株) み ず ほ 銀 行	1,800百万円
(株) 横 浜 銀 行	1,150百万円
(株) 八 十 二 銀 行	900百万円
(株) 千 葉 銀 行	900百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式に関する事項 (平成27年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 49,000,000株
- ② 発行済株式の総数 12,309,244株
- ③ 株主数 770名
- ④ 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
セ ン ト ラ ル 商 事 (株)	1,625千株	14.80%
中 央 物 産 共 栄 会	1,120千株	10.20%
中 央 物 産 従 業 員 持 株 会	600千株	5.47%
丸 山 源 一	548千株	4.99%
丸 山 啓	463千株	4.22%
S M B C フ レ ン ド 証 券 (株)	448千株	4.08%
児 島 な お み	355千株	3.24%
(株) 東 京 タ キ タ	328千株	2.99%
丸 山 晋 一 郎	318千株	2.90%
(株) 三 井 住 友 銀 行	303千株	2.76%

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,326,787株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 上記持株比率は、自己株式数(1,326,787株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況 (平成27年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	丸 山 源 一	(株)シービック取締役会長
代表取締役社長	児 島 誠 一 郎	社長執行役員、(株)シービック代表取締役社長、(株)エナナス代表取締役社長
専務取締役	原 幸 男	専務執行役員(管理本部長、経営戦略室長)、(株)エナナス取締役、(株)CBフィールド・イノベーション取締役、(株)e-NOVATIVE取締役、(株)シービック監査役
取締役	提 坂 直 弘	常務執行役員(M&S本部長、M&S本部 第一営業本部長)、(株)e-NOVATIVE取締役、(株)CBフィールド・イノベーション取締役
取締役	永 田 光 市 郎	執行役員(M&S本部 第二営業本部長)
取締役	松 島 淑 雄	執行役員(M&S本部 MD本部長)
取締役	加 藤 雅 之	執行役員(物流本部長)
取締役	清 水 大 雄	(株)シービック社外取締役、(株)価値創造マネジメント研究所代表取締役社長、エーオンヒューイットジャパン(株)シニアコンサルタント
常勤監査役	永 井 幸 雄	
常勤監査役	宮 腰 守 也	
監査役	臼 井 義 眞	臼井総合法律事務所代表弁護士
監査役	梶 山 智	D. グラント・コンサルティング(株)代表取締役パートナー

- (注) 1. 取締役 清水大雄は社外取締役であります。
2. 監査役 臼井義眞、梶山 智は社外監査役であります。また、当社は、両氏のうち臼井義眞を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 常勤監査役 永井幸雄、宮腰守也は当社経理担当役員を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 専務取締役 尾田寛仁は、平成26年12月31日をもって辞任により退任いたしました。

5. 平成26年10月1日付で、取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

	氏名	新	旧
専務取締役	尾田寛仁	専務執行役員	専務執行役員(物流本部長、M&S統括室長)
取締役	提坂直弘	常務執行役員(M&S本部長、M&S本部 第一営業本部長)	常務執行役員(M&S第一本部長、M&S第一本部 第二営業本部長)
取締役	永田光市郎	執行役員(M&S本部 第二営業本部長)	執行役員(M&S第二本部長、M&S第二本部 業務用品営業本部長)
取締役	松島淑雄	執行役員(M&S本部 MD本部長)	執行役員(M&S第一本部 MD本部長)
取締役	加藤雅之	執行役員(物流本部長)	執行役員(M&S第一本部 第一営業本部長)

② 取締役以外の執行役員の状況(平成27年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担 当
常務執行役員	増田 滋	M&S本部 第一営業本部 副本部長(静岡支店、名古屋支店、広域三部管掌)
執行役員	大和 利幸	M&S本部 第一営業本部 副本部長(広域一部、広域五部管掌)
執行役員	春原 和夫	内部監査室長、㈱エナス監査役、㈱カルタス監査役、㈱e-NOVATIVE監査役
執行役員	三好 賢二	M&S本部 第一営業本部 副本部長(関西支店、広域四部管掌)
執行役員	翁川 順治	管理本部 人事部長

③ 取締役及び監査役の報酬等

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	9名	156百万円
監 査 役	4名	29百万円
う ち 社 外 役 員	3名	17百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成10年6月26日開催の第50期定時株主総会において、年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第46期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
 4. 上記のほか、平成26年6月27日開催の第66期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
 退任取締役 1名 6百万円

④ 社外役員に関する事項

1) 他の会社との兼任状況及び当社と当該他の会社との関係

- a. 取締役 清水大雄は、㈱価値創造マネジメント研究所代表取締役社長、エーオンヒューイットジャパン㈱シニアコンサルタントを兼務しております。なお、㈱価値創造マネジメント研究所、エーオンヒューイットジャパン㈱と当社の間には、特別の関係はありません。
- b. 監査役 臼井義眞は、臼井総合法律事務所代表弁護士を兼務しております。なお、同氏は当社の顧問弁護士であります。
- c. 監査役 相山 智は、D. グラント・コンサルティング㈱代表取締役パートナーを兼務しております。なお、当社とD. グラント・コンサルティング㈱の間にはコンサルティング業務委託の取引関係があります。

2) 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（9回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 清水大雄	9回	100%	—	—
監査役 臼井義眞	8回	89%	12回	100%
監査役 相山 智	5回	56%	10回	83%

b. 取締役会及び監査役会における発言状況

取締役 清水大雄は、企業の人事・組織コンサルティングの豊富な経験と見識を踏まえ、客観的立場から、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見を適宜行っております。

監査役として取締役の業務執行状況を監視するという立場から、監査役 臼井義眞は、主に弁護士としての専門的見地から、監査役 相山 智は、主に、中長期経営計画の策定についての、意見、確認等、取締役会において、それぞれ、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、監査役会においては、それぞれ議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役1名及び社外監査役2名は、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の定める額を限度として、責任を限定する契約を締結しております。

(4) 会計監査人に関する事項

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備について、次のとおり決定し、実施しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、代表取締役をコンプライアンス委員長とするコンプライアンス委員会を設置している。
- 2) コンプライアンス推進については、「CBCグループコンプライアンスマニュアル」に則り、取締役及び使用人等がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、コンプライアンス委員会が啓蒙活動を通じ指導している。
- 3) 内部監査室は、コンプライアンス委員会と連携してコンプライアンスの状況を監査し、定期的に取締役会及び監査役会に報告している。
- 4) 当社は、相談、通報体制を設け、取締役及び使用人等が社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気がついた時は、速やかにコンプライアンス委員会に直接通報しなければならないと定めている。会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備と実施

- 1) 代表取締役は、情報の保存及び管理についての、総括責任者に管理本部担当取締役を任命している。
- 2) 任命された総括責任者は、職務執行・意思決定にかかる情報を、文書又は電磁的媒体に記録し文書管理規程に従い保存・管理している。
- 3) 総括責任者は保存した文書をいつでも閲覧可能な状態に維持している。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 代表取締役は、リスク管理に関する総括責任者に管理本部担当取締役を任命している。
- 2) 任命された総括責任者は、各部門の担当取締役とともに、各部門ごとのリスクを体系的に管理するため、「経理規程」、「与信管理規程」、「売掛管理規程」等に加え「リスク管理規程」を制定している。
- 3) 各部門においては、関連規程に基づきマニュアルを作成し、リスク管理体制を確立し、組織横断的リスク状況の監視及び全体的対策はコンプライアンス委員会が行うものとしている。

- 4) 新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに担当取締役を定め対応することとしている。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 代表取締役は中期経営計画及び年次経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督している。
 - 2) 各部門担当取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定し、実施している。
 - 3) 代表取締役はその遂行状況を各部門担当取締役に取締役会において定期的に報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を促すことを内容とする、全体的な業務の効率化を実現することに傾注している。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 当社は、当社企業グループ各社に担当取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、コンプライアンス委員会がグループ全体のコンプライアンスを総括・推進する体制としている。
 - 2) グループ共通の「コンプライアンスマニュアル」の遵守を推進するとともに相談・通報体制をグループ全体に拡げている。
 - 3) 関連子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件について協議を行っている。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、補助すべき使用人として必要な人員を配置することとしている。
 - 2) 補助すべき使用人は監査役より監査業務に必要な命令を受けたことに関して、取締役、管理本部などの指揮命令を受けないものとしている。また、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとしている。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 取締役及び使用人は、次の事項が生じた場合、速やかに監査役に報告することとしている。
 - ・会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき
 - ・取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき
 - ・監査役会が報告を要すると定めた事項が生じたとき
- 2) コンプライアンス委員会及び内部監査室は、コンプライアンス委員会への通報状況及びその内容、内部監査の実施状況を速やかに監査役に報告することとしている。
- 3) 部門を統括する取締役は、監査役会と協議の上、定期的又は必要に応じて担当する部門のリスク管理体制について報告することとしている。

⑧ その他監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 代表取締役と監査役は定期的な意見交換会を開催し、監査部門との連携により、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っている。
- 2) 監査役は取締役及び使用人に対し、必要に応じ資料の提示を求めることができる。
- 3) 監査役が必要と認めた場合、弁護士、公認会計士等外部専門家を活用できることとしている。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨み、こうした団体から不当な要求を受けた場合には、これに屈することなく毅然とした態度で対応し、これらによるアプローチを多方面から防止し、健全で公正な経営・事業を永続していくことを基本的な考え方としている。

また、当社では、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」の中に反社会的勢力に対する対応を定め、これらをすべての従業員に涵養・浸透させるために、定期的に教育活動を実施している。具体的な対応については、主管である総務部に担当者を組織、警察関連機関や顧問弁護士などとの連携を強化し、事前情報を収集して未然に当該勢力の浸入を防ぐとともに、万一の場合に備えて適切な対応が可能となる体制を整備している。

⑩ その他の内部統制システムの体制の構築・整備に係る方針

「財務報告に係る内部統制評価のための体制」など、本基本方針で特別に言及されていないその他の内部統制システムの体制に係る構築や運用については、本基本方針の考え方にに基づき構築・運用している。

また、現時点で想定されていないリスク管理の対応体制についても、本基本方針に基づき構築・運用することとする。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、常に経営基盤の強化及び将来の事業展開に備えるために内部留保につとめると同時に、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策のひとつとして位置づけ、配当を安定的かつ継続的に行うことを基本方針としてまいりました。

この度、会社法第459条第1項に基づく剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款の定めにより、当社は平成27年5月27日開催の取締役会におきまして、当社普通株式1株につき12円の配当を実施させていただくことを決議いたしました。

(注) 1. 当事業報告中に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当事業報告中に記載の金額には、消費税は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	28,963	流 動 負 債	24,623
現金及び預金	318	支払手形及び買掛金	11,567
受取手形及び売掛金	19,183	短期借入金	9,950
商品及び製品	5,246	未払法人税等	71
仕掛品	85	未払事業所税	29
原材料及び貯蔵品	116	賞与引当金	253
繰延税金資産	556	返品調整引当金	35
未収入金	2,058	資産除去債務	155
その他	1,404	その他	2,559
貸倒引当金	△6	固 定 負 債	2,534
固 定 資 産	13,400	繰延税金負債	942
有形固定資産	8,429	退職給付に係る負債	114
建物及び構築物	3,607	役員退職慰労引当金	517
土地	4,586	資産除去債務	556
その他	235	その他	403
無形固定資産	331	負 債 合 計	27,157
その他	331	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	4,640	株 主 資 本	14,231
投資有価証券	2,765	資本金	1,608
繰延税金資産	1	資本剰余金	1,321
退職給付に係る資産	119	利益剰余金	11,639
その他	1,800	自己株式	△337
貸倒引当金	△47	その他の包括利益累計額	974
資 産 合 計	42,363	その他有価証券評価差額金	900
		退職給付に係る調整累計額	73
		純 資 産 合 計	15,206
		負債・純資産合計	42,363

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		130,190
売 上 原 価		116,465
売 上 総 利 益		13,724
返 品 調 整 引 当 金 戻 入 額		49
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額		35
差 引 売 上 総 利 益		13,738
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		14,167
営 業 損 失		428
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8	
受 取 配 当 金	42	
そ の 他	46	97
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	78	
そ の 他	3	82
経 常 損 失		413
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	38	38
特 別 損 失		
貸 倒 損 失	108	
事 業 再 編 損	1,396	1,504
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		1,880
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	80	
法 人 税 等 調 整 額	△304	△224
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失		1,655
少 数 株 主 利 益		—
当 期 純 損 失		1,655

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から）
（平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成26年4月1日残高	1,608	1,321	13,385	△336	15,977
会計方針の変更による累積的影響額			41		41
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,608	1,321	13,426	△336	16,018
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△131		△131
当期純損失			△1,655		△1,655
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△1,787	△0	△1,787
平成27年3月31日残高	1,608	1,321	11,639	△337	14,231

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
平成26年4月1日残高	476	0	476	16,454
会計方針の変更による累積的影響額				41
会計方針の変更を反映した当期首残高	476	0	476	16,495
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△131
当期純損失				△1,655
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	424	73	497	497
連結会計年度中の変動額合計	424	73	497	△1,289
平成27年3月31日残高	900	73	974	15,206

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	6社	(国内)	株式会社シービック 株式会社CBフィールド・イノベーション 株式会社エナス 株式会社カルタス 有限会社マミロン 株式会社e-NOVATIVE
---------	----	------	---

(2) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

株式会社ビーオーエス
持分法を適用していない理由
持分法を適用していない関連会社は、当期純利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 重要な会計方針

① 資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券	時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
---------	--

	時価のないもの 移動平均法による原価法
--	------------------------

2) デリバティブ

時価法

3) たな卸資産

主として、総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

② 固定資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産及び投資不動産 (リース資産を除く)

建物(建物附属設備を含む)は定額法、建物以外については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 3～50年

その他 2～20年

取得価額10万円以上20万円未満の償却資産については、3年間均等償却によっております。

- 2) 無形固定資産
(リース資産を除く)
- 3) リース資産
- ③ 引当金の計上基準
- 1) 貸倒引当金
- 2) 賞与引当金
- 3) 役員賞与引当金
- 4) 返品調整引当金
- 5) 役員退職慰労引当金
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- 1) 退職給付見込額の期間帰属方法
- 2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
- 3) 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法
- 定額法を採用しております。
- なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- 役員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上することとしております。
- 販売済商品について期末日後に発生が予想される返品に備えるため、返品見込額に対し、これの売上総利益相当額までの引当計上を行っております。当社及び主要な連結子会社の役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- なお、一部の連結子会社は計上しておりません。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。
- 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

- | | |
|----------------------------|--|
| ⑤ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| ⑥ 消費税等の処理方法 | 税抜方式によっております。 |
| ⑦ 連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。 |

3. 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法をデュレーションアプローチへ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度末の期首の退職給付に係る負債が63百万円減少し、利益剰余金が41百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	
建物	1,365百万円
土地	893百万円
合計	2,259百万円
担保に係る債務	
短期借入金	6,850百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	4,679百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数
普通株式（株）	12,309,244	—	—	12,309,244

(2) 自己株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数
普通株式（株）	1,325,928	859	—	1,326,787

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 859株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年5月27日 取締役会	普通株式	131	12.00	平成26年 3月31日	平成26年 6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日 (予定)
平成27年5月27日 取締役会	普通株式	利益剰余金	131	12.00	平成27年 3月31日	平成27年 6月30日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に日用雑貨事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金や短期的な運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後1年以内であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各営業部門と経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとの期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期発見や軽減を図っております。連結子会社においても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。また、内部監査室において、それらの債権管理が滞りなく行われているかの監視を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表額により表されております。

2) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引企業）の財務状態を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、契約毎にグループ戦略会議による承認を得て実行しております。

3) 資金調達に係わる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、手元流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。(注)2.をご参照ください)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	318	318	—
(2) 受取手形及び売掛金	19,183	19,183	—
(3) 未収入金	2,058	2,058	—
(4) 投資有価証券	2,730	2,730	—
(5) 支払手形及び買掛金	(11,567)	(11,567)	—
(6) 短期借入金	(9,950)	(9,950)	—
(7) 未払法人税等	(71)	(71)	—

* 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、及び(3) 未収入金

これらは短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金、及び(7) 未払法人税等

これらは短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	35

上記については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内
現金及び預金	318
受取手形及び売掛金	19,183
未収入金	2,058
合計	21,560

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、東京都その他の地域において、オフィスビルと倉庫等を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
1,612	1,620

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当期末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて不動産鑑定業者に価格等調査業務を依頼した金額によるものです。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,384円58銭

(2) 1株当たり当期純利益

△150円72銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書並びに連結注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	24,039	流動負債	22,456
現金及び預金	46	支払手形	1,049
受取手形	112	買掛金	8,236
売掛金	15,361	短期借入金	10,983
商品及び製品	3,866	リース債	4
前渡金	931	未払金	528
前払費用	136	未払費用	983
繰延税金資産	407	未払法人税等	16
立替金	1,172	未払事業所税	25
未収入金	1,828	未払消費税等	84
その他の金	180	前受金	41
貸倒引当金	△4	預り金	174
固定資産	13,158	賞与引当金	162
有形固定資産	8,188	返品調整引当金	12
建物	3,471	資産除去債務	155
構築物	22	固定負債	2,308
機械及び装置	81	リース債務	0
車両運搬具	0	預り保証金	399
工具、器具及び備品	117	役員退職慰労引当金	470
土地	4,494	繰延税金負債	895
リース資産	0	資産除去債務	542
無形固定資産	125	負債合計	24,764
ソフトウェア	68	純資産の部	
リース資産	19	株主資本	11,539
その他の金	37	資本金	1,608
投資その他の資産	4,845	資本剰余金	1,321
投資有価証券	2,699	資本準備金	1,321
関係会社株式	421	その他資本剰余金	0
破産更生債権等	0	利益剰余金	8,947
長期差入保証金	481	利益準備金	212
役員生命保険払込金	310	その他利益剰余金	8,734
敷金等	920	土地建物圧縮積立金	983
その他の金	56	別途積立金	2,525
貸倒引当金	△44	繰越利益剰余金	5,226
資産合計	37,198	自己株式	△337
		評価・換算差額等	894
		その他有価証券評価差額金	894
		純資産合計	12,434
		負債・純資産合計	37,198

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
商 品 売 上	106,296	
収 入 手 数 料	1,856	
賃 貸 収 入	222	108,375
売 上 原 価		
商 品 売 上 原 価	97,378	
収 入 手 数 料 原 価	1,559	
賃 貸 収 入 原 価	103	99,041
売 上 総 利 益		9,333
返 品 調 整 引 当 金 戻 入 額		13
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額		12
差 引 売 上 総 利 益		9,335
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,916
営 業 損 失		581
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8	
受 取 配 当 金	65	
賃 貸 収 入	18	
そ の 他	28	120
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	84	
そ の 他	4	89
経 常 損 失		550
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	38	38
特 別 損 失		
貸 倒 損 失	106	
事 業 再 編 損 失	1,396	1,502
税 引 前 当 期 純 損 失		2,014
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△94	
法 人 税 等 調 整 額	△216	△311
当 期 純 損 失		1,703

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金						自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計			
						土地建物圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益剰余金				
平成26年4月1日 残 高	1,608	1,321	0	1,321	212	992	2,525	7,011	10,742	△336	13,334	
会計方針の変更による累積的影響額								40	40		40	
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,608	1,321	0	1,321	212	992	2,525	7,052	10,782	△336	13,375	
事業年度中の 変 動 額												
剰余金の配当								△131	△131		△131	
当期純損失								△1,703	△1,703		△1,703	
土地建物圧縮積立金の取崩						△9		9	—		—	
自己株式の取得									—	△0	△0	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	△9	—	△1,825	△1,835	△0	△1,835	
平成27年3月31日 残 高	1,608	1,321	0	1,321	212	983	2,525	5,226	8,947	△337	11,539	

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年4月1日 残 高	479	479	13,814
会計方針の変更による累積的影響額			40
会計方針の変更を反映した当期首残高	479	479	13,855
事業年度中の 変 動 額			
剰余金の配当			△131
当期純損失			△1,703
土地建物圧縮積立金の取崩			—
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	414	414	414
事業年度中の 変 動 額 合 計	414	414	△1,421
平成27年3月31日 残 高	894	894	12,434

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主として、総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産及び投資不動産 (リース資産を除く)

建物（建物附属設備を含む）は定額法、建物以外については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

その他 2～20年

取得価額10万円以上20万円未満の償却資産については、3年間均等償却によっております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上することとしております。

④ 返品調整引当金

販売済商品について期末日後に発生が予想される返品に備えるため、返品見込額に対し、これの売上総利益相当額までの引当計上を行っております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

⑥ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

(6) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

3. 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法をデュレーションアプローチへ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37号に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が63百万円減少し、繰越利益剰余金が40百万円増加しております。また、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	1,365百万円
土地	893百万円
合計	2,259百万円

② 担保に係る債務

短期借入金	6,850百万円
-------	----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

4,301百万円

(3) 保証債務

① 他の会社の銀行借入に対し、債務保証を行っております。

㈱カルタス	500百万円
-------	--------

② 他の会社の為替予約に対し、債務保証を行っております。

㈱シービック	54百万円
--------	-------

(4) 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権	1,410百万円
--------	----------

(5) 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務	1,881百万円
--------	----------

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	1,095百万円
-----	----------

売上原価	1,817百万円
------	----------

販売費及び一般管理費	249百万円
------------	--------

営業取引以外の取引による取引高	45百万円
-----------------	-------

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,326,787株
------	------------

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
賞与引当金損金算入限度超過額	54百万円
未払事業税	△4百万円
返品調整引当金損金算入限度超過額	4百万円
未払費用	11百万円
棚卸資産評価損	11百万円
資産除去債務	51百万円
税務上の繰越欠損金	267百万円
その他	12百万円
繰延税金資産（流動）の合計	407百万円
繰延税金資産（固定）	
建物等減価償却超過額	43百万円
無形固定資産減価償却超過額	5百万円
ゴルフ会員権評価損	24百万円
役員退職慰労引当金	152百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	52百万円
資産除去債務	175百万円
減損損失	324百万円
事業再編損	81百万円
税務上の繰越欠損金	251百万円
その他	28百万円
評価性引当額	△1,008百万円
繰延税金負債（固定）との相殺	△130百万円
繰延税金資産（固定）の合計	－百万円
繰延税金負債（固定）	
土地建物圧縮積立金	△527百万円
その他有価証券評価差額金	△404百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△90百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	△3百万円
繰延税金資産（固定）との相殺	130百万円
繰延税金負債（固定）の合計	△895百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△487百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.06%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は95百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	藤ソービック	東京都港区	80	商品の製造、加工輸出入並びに売買他	(所有)直接100.0	商品の仕入・役員の兼務	債務保証	54	—	—
							資金の借入(注)	4,770	短期借入金	1,520
							借入金金の返済	3,250		
							利息の支払	8	—	—
子会社	藤カルタス	東京都中央区	40	紙製品・日用品等の仕入・販売	(所有)直接100.0	商品の販売・仕入資金援助・役員の兼務	債務保証	500	—	—
							資金の借入(注)	3,100	短期借入金	—
							借入金金の返済	3,100		
							利息の支払	0	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件の期間は1年以内としております。なお担保は提供していません。

(2) 役員及び個人株主等

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,132円17銭
(2) 1株当たり当期純利益	△155円10銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

(注) 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに個別注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月19日

中央物産株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 向 眞 生 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松 田 道 春 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中央物産株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央物産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月19日

中央物産株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 向 眞 生 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松 田 道 春 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中央物産株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の結果の報告を受け、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、会計監査人、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役および監査役等から事業の報告を受け、必要に応じて職務の執行状況について説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき不備事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年5月22日

中央物産株式会社 監査役会

常勤監査役 永 井 幸 雄 ㊟

常勤監査役 宮 腰 守 也 ㊟

監 査 役 白 井 義 眞 ㊟

監 査 役 梶 山 智 ㊟

(注) 監査役 白井義眞および梶山智は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

中央物産株式会社

代表取締役社長 児島 誠一郎

2. 議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の主な内容と理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行に係る定款の一部を変更するものであります。

また、改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約をすることによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。

その他、インターネットの普及を考慮して、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するほか、文言の整理、規定の明確化のため、定款の一部を変更するとともに、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>①次に掲げる物品およびその原料の製造、加工輸出入ならびに売買に関する事業</p> <p>(1) 油脂製品および合成洗剤</p> <p>(2) 化粧品、染料および香料</p> <p>(3) 医薬品、医薬部外品および医療用具</p> <p>(4) 保健衛生用品および雑貨</p> <p>(5) 紙および紙製品</p> <p>(6) タオル、シーツその他の繊維製品</p> <p>(7) 室内装飾品</p> <p>(8) 酒類、罐詰、罐詰、およびその他の食品、飲料</p> <p>(9) ペット用食品、医薬品、医薬部外品、化粧品ならびに用品類</p> <p><u>(10) 経営コンサルタント業務</u></p> <p><u>(11) 不動産の保管業務</u></p> <p>(12) 医療機械および理化学機械</p> <p>(13) 医療衛生用品</p> <p>(14) 化学工業薬品</p> <p>(15) 毒物劇物</p> <p>(16) 度量衡器および計量器</p> <p>(17) 農業</p> <p>(18) 家庭用電気製品、家具、寝具、食器、陶磁器製品、什器、釣具</p> <p>(19) スポーツ用品および玩具</p> <p>(20) 書籍および文房具</p> <p>(21) 衣料用品、介護用品、服飾品、履物用品、眼鏡用品、育児用品、園芸用品</p> <p>(22) カバン、バッグ、刃物、カミソリ、カメラ、フィルム</p> <p>②貨物の運送並びにその取扱に関する事業</p> <p>③倉庫に関する事業</p> <p>④物流センターの管理運営に関する事業</p> <p>⑤一般および特定労働者派遣事業</p> <p>⑥引越請負業</p> <p>⑦経営コンサルタント業務</p> <p>⑧物流情報システムの開発及びその管理運営に関する事業</p> <p>⑨不動産及び駐車場の賃貸ならびに管理に関する事業</p> <p>⑩損害保険代理業ならびに生命保険の募集に関する事業</p> <p>⑪次に掲げるホテル経営に関する事業</p> <p>(1) 内外の賓客の宿泊、貸席および食堂ならびに宴会等のホテル営業</p> <p>(2) ホテル営業に附帯する酒類、煙草の小売販売</p> <p>(3) 旅行代理店ならびに両替業</p> <p>⑫前各号に附帯または関連する一切の事業</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>①次に掲げる物品およびその原料の製造、加工、輸出入ならびに売買に関する事業</p> <p>(1) 油脂製品および合成洗剤</p> <p>(2) 化粧品、染料および香料</p> <p>(3) 医薬品、医薬部外品および医療用具</p> <p>(4) 保健衛生用品および雑貨</p> <p>(5) 紙および紙製品</p> <p>(6) タオル、シーツおよびその他の繊維製品</p> <p>(7) 室内装飾品</p> <p>(8) 酒類、罐詰、罐詰、およびその他の食品、飲料</p> <p>(9) ペット用食品およびその他のペット用品類</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(10) 医療機械および理化学機械</p> <p>(11) 医療衛生用品</p> <p>(12) 化学工業薬品</p> <p>(13) 毒物および劇物</p> <p>(14) 度量衡器および計量器</p> <p>(15) 農業</p> <p>(16) 家庭用電気製品、家具、寝具、食器、陶磁器製品、什器、釣具</p> <p>(17) スポーツ用品および玩具</p> <p>(18) 書籍および文房具</p> <p>(19) 衣料用品、介護用品、服飾品、履物用品、眼鏡用品、育児用品、園芸用品</p> <p>(20) カバン、バッグ、刃物、カミソリ、カメラ、フィルム</p> <p>②貨物の運送ならびにその取扱に関する事業</p> <p>③倉庫に関する事業</p> <p>④物流センターの管理運営に関する事業</p> <p>⑤一般および特定労働者派遣事業</p> <p>⑥引越請負業</p> <p>⑦経営コンサルタント業務</p> <p>⑧物流情報システムの開発およびその管理運営に関する事業</p> <p>⑨不動産および駐車場の賃貸ならびに管理に関する事業</p> <p>⑩損害保険代理業ならびに生命保険の募集に関する事業</p> <p>⑪次に掲げるホテル経営に関する事業</p> <p>(1) 内外の賓客の宿泊、貸席および食堂ならびに宴会等のホテル営業</p> <p>(2) ホテル営業に附帯する酒類、煙草の小売販売</p> <p>(3) 旅行代理店ならびに両替業</p> <p>⑫前各号に附帯または関連する一切の事業</p>

現行定款	変更案
<p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>①取締役会 ②監査役 ③監査役会 ④会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎決算期の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要のつど招集する。</p> <p>第13条～第14条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第15条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、25名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の終了する時までとする。</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>①取締役会 ②監査等委員会 ③会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要のつど招集する。</p> <p>第13条～第14条 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示およびみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従い、インターネットを利用した方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第16条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、20名以内とする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3. 補欠または増員により選任された監査等委員でない取締役の任期は、他の現任取締役の任期の終了する時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条～第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>4. <u>任期前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、<u>ならびに</u>専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名をして、これを当会社に保存する。</p> <p>2. 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、議事録に記載し、これを当会社に保存する。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞與其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><u>(重要な業務執行の委任)</u></p> <p>第27条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定に基づき、取締役会の決議によって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役が記名押印または電子署名をして、これを当会社に保存する。</p> <p>2. 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、議事録に記載<u>または記録</u>し、これを当会社に保存する。</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞與其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 <u>(以下「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として、責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>非業務執行取締役との間で、当該非業務執行取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として、責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第33条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2. 監査等委員会の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第36条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>(監査役の数)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第31条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の選任)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第32条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>2. 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第34条 監査役会は、その議決によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の権限)</u></p>	
<p>第35条 <u>監査役会は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、当会社の監査の職務の執行に関する事項を定めることができる。ただし、監査役</u> <u>の権限の行使を妨げることはできない。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集手続)</u></p>	
<p>第36条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の</u> <u>3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、こ</u> <u>の期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを</u> <u>経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	
<p>第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合</u> <u>のほか、監査役の過半数をもってこれを決する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	
<p>第38条 <u>監査役会の議事の経過の要領およびその結果な</u> <u>らびにその他法令に定める事項については、議事</u> <u>録に記載し、出席した監査役が記名押印して、こ</u> <u>れを当会社に保存する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	
<p>第39条 <u>監査役会に関する事項については、法令または本</u> <u>定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会</u> <u>の定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	
<p>第40条 <u>監査役の報酬、賞与其他の職務執行の対価とし</u> <u>て会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決</u> <u>議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	
<p>第41条 <u>当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）</u> <u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ</u> <u>重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもつ</u> <u>て、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を</u> <u>免除することができる。</u></p>	(削除)
<p>第6章 会計監査人</p>	第6章 会計監査人
<p>第42条～第43条（条文省略）</p>	第37条～第38条（現行どおり）
<p>(会計監査人の責任免除)</p>	(会計監査人の責任免除)
<p>第44条 <u>当会社は、会計監査人（会計監査人であった者</u> <u>を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善</u> <u>意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決</u> <u>議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、そ</u> <u>の責任を免除することができる。</u></p>	第39条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、会</u> <u>計監査人（会計監査人であった者を含む。）の回</u> <u>法第423条第1項の責任につき、当該会計監査人が</u> <u>職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない</u> <u>ときは、取締役会の決議をもって、法令の定める</u> <u>限度額の範囲内で、その責任を免除することがで</u> <u>きる。</u>
<p>第7章 計算</p>	第7章 計算
<p>第45条～第46条（条文省略）</p>	第40条～第41条（現行どおり）

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第47条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3. 前条のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第48条 配当財産が金銭である場合、その支払開始の日から満3か年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払の利益配当金および中間配当金には、利息をつけない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第43条 配当財産が金銭である場合、その支払開始の日から満3か年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払の配当金には、利息をつけない。</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当会社は、第67期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。ただし、各監査等委員の同意を要するものとする。</u></p> <p>第2条 <u>当会社は、第67期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役であった者の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く）8名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認可決され、本定款変更の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における取締役全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である者を除く）8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認可決され、本定款変更の効力が発生することを条件として、本議案は効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
まる やま げん いち 丸 山 源 一 (大正13年10月12日生)	昭和36年1月 当社取締役 昭和36年3月 当社代表取締役副社長 昭和61年6月 当社代表取締役社長 平成11年6月 当社代表取締役会長 平成16年6月 当社取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) ㈱シービック取締役会長	548,286株
こ じま せいいちろう 児 島 誠 一 郎 (昭和23年11月5日生)	平成4年6月 当社取締役 平成6年1月 当社常務取締役 平成10年6月 当社代表取締役副社長 平成11年6月 当社代表取締役社長 平成17年4月 当社代表取締役社長 兼 社長執行役員 (現任) (重要な兼職の状況) ㈱シービック代表取締役社長、㈱エナス代表取締役社長	236,008株

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
はら けき お 原 幸 男 (昭和27年11月3日生)	昭和51年4月 当社入社 平成10年4月 当社チェーンストア第二部長 平成11年4月 当社第一営業本部マーチャンダイジング部長 平成13年6月 当社取締役 マーチャンダイジング部長 平成16年6月 当社常務取締役 マーチャンダイジング部長 平成17年4月 当社常務取締役 兼 常務執行役員 マーチャンダイジング本部長 平成18年7月 当社常務取締役 兼 常務執行役員 マーチャンダイジング本部長、経営戦略室長 平成18年11月 当社常務取締役 兼 常務執行役員 マーチャンダイジング本部長、管理本部長、経営戦略室長 平成19年6月 当社専務取締役 兼 専務執行役員 マーチャンダイジング本部長、管理本部長、経営戦略室長 平成20年4月 当社専務取締役 兼 専務執行役員 管理本部長、経営戦略室長、MD統括部管掌 平成21年4月 当社専務取締役 兼 専務執行役員 経営戦略室長、経営戦略室新規事業開発室長 平成22年4月 当社専務取締役 兼 専務執行役員 管理本部長、財務部長、経営戦略室長 平成24年4月 当社専務取締役 兼 専務執行役員 管理本部長、経営戦略室長 (現任) (重要な兼職の状況) (株)エナス取締役、(株)C Bフィールド・イノベーション取締役、(株)e-NOVATIVE取締役、(株)シービック監査役	12,997株

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
さげ さか なお ひろ 提 坂 直 弘 (昭和35年12月3日生)	平成11年10月 当社入社	16,871株
	平成15年9月 当社第一営業本部東京第一支店長	
	平成17年4月 当社第一営業本部神奈川支店長	
	平成18年4月 当社第一営業本部広域第二C S部長	
	平成19年5月 当社執行役員	
	第一営業本部広域第二C S部長	
	平成19年10月 当社執行役員	
	営業本部広域第二C S部長	
	平成21年6月 当社取締役 兼 執行役員	
	営業本部広域第二C S部長	
	平成21年10月 当社取締役 兼 執行役員	
	管理本部総務人事部統括部長	
	平成22年4月 当社取締役 兼 執行役員	
	管理本部副本部長	
	平成22年12月 当社取締役 兼 執行役員	
	管理本部副本部長、管理オペレーシ ョン部長	
	平成23年10月 当社取締役 兼 執行役員	
	営業本部副本部長、営業本部東日本支 社広域第二部長	
	平成24年7月 当社取締役 兼 執行役員	
	営業本部副本部長、営業本部広域二部 長、広域五部管掌、ダイレクトマーケ ティング営業部管掌	
平成24年10月 当社取締役 兼 執行役員		
営業本部副本部長、営業本部広域第二 統括部長、広域二部長		
平成25年4月 当社取締役 兼 執行役員		
M&S本部第二営業本部長、広域二部 長		
平成25年6月 当社取締役 兼 常務執行役員		
M&S本部第二営業本部長、広域二部 長		
平成25年10月 当社取締役 兼 常務執行役員		
M&S第一本部長 兼 M&S第一本 部第二営業本部長		
平成26年10月 当社取締役 兼 常務執行役員		
M&S本部長 兼 M&S本部第一営 業本部長		
平成27年4月 当社常務取締役 兼 常務執行役員		
M&S本部長 兼 M&S本部第一営 業本部長 (現任)		
(重要な兼職の状況)		
(株)e-NOVATIVE取締役、(株)C Bフィールド・イノベーシ ョン取締役		

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
なが た こういちろう 永田 光市郎 (昭和25年10月1日生)	昭和48年4月 当社入社 平成14年9月 当社第一営業本部 東京第三支店長 平成16年10月 当社営業本部卸営業部長 平成21年4月 当社執行役員 営業本部卸営業部長 平成24年6月 当社常務執行役員 営業本部副本部長、特販・卸支社長、 卸営業部長 平成25年4月 当社常務執行役員 M&S本部第三営業本部長、業務用品 営業部長 平成25年6月 当社取締役 兼 執行役員 M&S本部第三営業本部長、業務用品 営業部長 平成25年10月 当社取締役 兼 執行役員 M&S第二本部長 平成26年10月 当社取締役 兼 執行役員 M&S本部第二営業本部長 (現任)	18,444株
まつ しま よし お 松 島 淑 雄 (昭和29年1月29日生)	昭和52年4月 当社入社 平成16年10月 当社第二営業本部百貨店営業本部長 平成17年4月 当社第二営業本部特販営業部長 平成19年10月 当社営業本部特販営業部長 平成20年4月 当社執行役員 営業本部特販営業部長 平成21年6月 当社取締役 兼 執行役員 営業本部特販営業部長 平成22年4月 当社取締役 兼 執行役員 営業本部副本部長 平成22年10月 当社取締役 兼 執行役員 営業本部副本部長、MD統括部長 平成24年10月 当社取締役 兼 執行役員 営業本部副本部長、営業本部M&S統 括部長、MD部長 平成25年4月 当社取締役 兼 執行役員 M&S本部MD本部長 平成25年10月 当社取締役 兼 執行役員 M&S第一本部MD本部長 平成26年10月 当社取締役 兼 執行役員 M&S本部MD本部長 平成27年4月 当社取締役 兼 執行役員 M&S本部MD本部長 兼 M&S統 括室長 (現任)	6,402株

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
かとうまさゆき 加藤雅之 (昭和32年8月28日生)	平成11年10月 当社入社 平成15年9月 当社第一営業本部広域第三CS部長 平成18年6月 当社執行役員 第一営業本部広域第三CS部長 平成19年4月 当社執行役員 営業本部東海支社長、静岡支店長 平成19年10月 当社執行役員 営業本部東海支社長 平成20年10月 当社執行役員 物流本部物流部長 平成22年4月 当社執行役員 物流本部長、物流部長 平成22年6月 当社取締役 兼 執行役員 物流本部長、物流部長 平成24年4月 当社取締役 兼 執行役員 営業本部副本部長、東日本支社長 平成25年4月 当社取締役 兼 執行役員 M&S本部第一営業本部副本部長、M &S統括室副室長 平成25年10月 当社取締役 兼 執行役員 M&S第一本部第一営業本部長 平成26年10月 当社取締役 兼 執行役員 物流本部長 (現任)	7,754株
しみずおほむね 清水大雄 (昭和31年3月29日生)	昭和55年4月 トヨタ自動車販売(株)入社 昭和63年3月 ケンブリッジ・ヒューイット・インターナショナル(株)入社 平成3年7月 ケンブリッジ・ヒューイット・インターナショナル(株)取締役 平成6年10月 Hewitt Associates LLC アフィリエートパートナー 平成7年7月 ケンブリッジ・ヒューイット・インターナショナル(株)代表取締役社長 平成8年1月 ヒューイット・アソシエイツ(株)代表取締役社長 平成8年10月 Hewitt Associates LLC プリンシパル 平成24年1月 エーオンヒューイットジャパン(株)シニアコンサルタント (現任) 平成24年5月 (株)価値創造マネジメント研究所代表取締役社長 (現任) 平成24年6月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)シービック社外取締役	0株

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認可決され、本定款変更の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては、監査役会の同意を得ています。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認可決され、本定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとしします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
なが い ゆき お 永 井 幸 雄 (昭和12年3月23日生)	平成9年12月 当社入社 特別顧問 平成11年6月 当社専務取締役 平成15年4月 当社専務取締役 管理本部長 兼 ホ テル事業部担当 平成19年6月 当社専務理事、内部統制制度管掌 平成21年6月 当社常勤監査役 (現任)	15,882株
うす い よし まさ 臼 井 義 眞 (昭和24年2月11日生)	昭和53年4月 弁護士登録 昭和60年10月 臼井法律事務所開設 平成15年5月 臼井総合法律事務所開設 (現任) 平成16年6月 当社社外監査役 (現任)	0株
はね だ けん じ 羽 田 研 司 (昭和23年9月24日生)	昭和46年4月 旭化成工業(株)(現 旭化成(株)) 入社 平成4年10月 同社 人事部部門人事グループ部長 平成8年9月 同社 膜・システムセンター企画室長 平成11年6月 同社 水処理事業推進部長 平成17年4月 サランラップ販売(株) 代表取締役社長 平成19年4月 旭化成ホームプロダクツ(株) 代表取締 役社長 平成23年6月 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 機構本部 経営支援部アドバイザー委 嘱 (現任) 平成26年4月 三和ニードルベアリング(株) 顧問 (現任)	0株

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 臼井義眞氏及び羽田研司氏は、社外取締役候補者であります。
3. 臼井義眞氏は、過去に直接経営に関与した経験はありませんが、長年の弁護士の経験による知見を高度な法律上の見地から、当社の業務執行に関する意思決定において、妥当性及び適正性の観点で適切な提言をいただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、当社社外監査役就任期間は、本総会の終結の時をもって11年になります。羽田研司氏は、事業会社の代表も歴任され、企業経営、事業運営に関する相当程度の知見を有しておられることから、当社の業務執行に関する意思決定において、妥当性及び適正性の観点で適切な提言をいただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

4. 当社は、永井幸雄氏、臼井義眞氏、羽田研司氏が監査等委員である取締役就任した場合、各氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
5. 臼井義眞氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
羽田研司氏は、監査等委員である取締役就任した場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役候補者1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認可決され、本定款変更の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くことになる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認可決され、本定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
おの 小野寺 壽 雄 (昭和23年6月20日生)	平成11年7月 東京国税局 調査第一部特別国税調査官	0株
	平成14年7月 渋谷税務署 総合特別国税調査官	
	平成15年7月 福岡国税局 唐津税務署長	
	平成16年7月 東京国税局 課税第二部資料調査第三課長	
	平成17年7月 広島国税局 課税第二部次長	
	平成18年7月 葛飾税務署長	
	平成19年7月 新宿税務署長	
	平成20年8月 税理士登録 小野寺税務会計事務所開設 (現任)	

- (注) 1. 小野寺壽雄氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小野寺壽雄氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 小野寺壽雄氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、税理士としての専門的見地並びに税務に関する高い見識を、当社の業務執行において妥当性及び適正性の観点から適切な提言をいただくためであります。
4. 小野寺壽雄氏が社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、直接企業経営に関与された経験はないものの、税理士としての専門的な知識及び国税調査官、税務署長などの実務経験を有することなど総合的に勘案したためであります。
5. 小野寺壽雄氏が社外取締役に就任された場合、当社は小野寺壽雄氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の定める額を限度として、責任を限定する契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である者を除く）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成10年6月26日開催の第50期定時株主総会において年額3億円以内にご承認いただき現在に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認可決され、本定款変更の効力が生じた時をもって、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第1項及び第2項の定めにより、現在の取締役の報酬額に関する定めにて代えて、取締役（監査等委員である者を除く）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して年額2億5千万円以内と定めること、並びに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である者を除く）8名選任の件」が原案のとおり承認可決され、効力が発生しますと、取締役（監査等委員である者を除く）は8名となる予定です。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認可決され、本定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとしします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認可決され、本定款変更の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第1項及び第2項の定めにより、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額5千万円以内と定めること、並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきますと存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案のとおり承認可決され、効力が発生しますと、監査等委員である取締役は3名となる予定です。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認可決され、本定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとしてとします。

第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

平成26年12月31日をもって辞任されました尾田寛仁氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
尾田 寛仁	平成19年6月 当社常務取締役 平成21年4月 当社専務取締役 平成26年12月 辞任

第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

平成27年6月29日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって退任される宮腰守也氏ならびに相山 智氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり可決承認され、本定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとしてします。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
宮腰 守也	平成15年6月 当社監査役（常勤） 平成27年6月 退任
相山 智	平成16年6月 当社監査役（社外） 平成27年6月 退任

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場 明治記念館 2階 鳳凰の間
東京都港区元赤坂二丁目2番23号
電話 (03) 3403-1171 (代)



- 交通 J R 中央・総武線「信濃町駅」より徒歩約4分
地下鉄 銀座線・半蔵門線・大江戸線「青山一丁目駅」出口2より
徒歩約10分
都バス (品97) 品川車庫前～新宿駅西口「権田原・明治記念館前」
より徒歩約1分

<お願い>

駐車場に限りがございますので、なるべく電車・バス等の交通機関をご利用ください。